

令和7年4月
スタート！



第2子保育料の無償化について

	就 学 前			小学生以上
同一世帯での きょうだい順	第4子 	第3子 	第2子 	第1子 
令和6年度 まで	<第3子としてカウント> 無償	<第2子としてカウント> 保育料は半額負担 (3～5歳児の場合は無償)	<第1子としてカウント> 保育料は全額負担 (3～5歳児の場合は無償)	小学生以上は カウント対象外
令和7年度 から	<第4子としてカウント> 無償	<第3子としてカウント> 無償	<第2子としてカウント> 無償	<第1子としてカウント> 小学生以上の子どもを カウント対象に加える

明日香村独自の子育て世帯支援策として、令和7年4月から、保護者の所得や子どもの年齢等にかかわらず、生計を同一にする18歳以下の子ども全員をカウントし、第2子目以降に該当する子どもの保育料を無償化します。

つきましては、18歳以下の子どもが同一世帯に2人以上いる場合、「施設」の保育料（利用者負担額）が第2子以降無償となります。

※「施設」とは、保育所、認定こども園等のことです。

現在「施設」に入所（園）しており、対象となる方については、村より個別に通知いたします。（手続きは不要です。）

ただし、きょうだいが生計を同一としている必要があり、住民票上別住所に居住している「生計を同一にするきょうだい」がいる場合は申立が必要となります。